

き定められた履行保証金制度が設けられて
います。当社は、履行保証金を東京法務局に
供託し、みずほ銀行との間で履行保証金保全
契約を締結しています。

：

(新設)

(新設)

：

3 当社は、会員のバリュー等の残高の利用目
的を適時適切に確認するため、当該会員に対
しいつでも、バリュー等の残高の利用目的そ
の他の関連事項を照会することができるも
のとします。

第 37 条 不正使用補償サービス

：

8 前項までの規定にかかわらず、当社と連
携する金融機関等（以下「連携先」といいま
す。）が提供するサービス（当社が認めるチャ
ージ方法を含みますが、これらに限られませ
ん。）に起因して、不正使用により損害が発生
した場合には、連携先のサービス利用者は、
連携先所定の窓口にご連絡ください。こ
の場合には、本規約ではなく、連携先が提供
するサービスに関する利用規約その他連携
先が定める各種規定の内容に従って、申告内

容、損害の内容その他の事情を勘案の上、連携先により補償その他の対応が講じられます。

9 補償に関する相談窓口及びその連絡先は以下の通りです。

JAL グローバルウォレット サービスデスク

TEL : 0570-056-373 / 03-5996-1325

10 当社は、上記の不正使用が発生した場合について、当該不正使用の態様を踏まえ、被害の拡大（二次被害）を防止するために必要があると判断したとき、類似の事案の発生を回避するために有益であると判断したとき、また、被害額や件数等の事情において社会的な影響が大きいと認められるときは、必要に応じて連携先の協力を得た上、速やかに必要な情報を公表いたします。